

新潟県最低賃金引上げに関する要請書

- 1.新潟市長 (令和7年7月7日受理)
- 2.長岡市長 (令和7年7月11日受理)
- 3.新発田市長 (令和7年7月14日受理)

新雇暮第169号の2
令和7年7月4日

新潟地方最低賃金審議会 会長 様

新潟市長 中原 八

新潟県最低賃金引上げに関する要請書

貴職におかれましては、労働行政の円滑な運営と労働者の生活向上のためにご努力されていることにつきまして、心より敬意を表します。

さて、新潟県の最低賃金決定にあたり以下にご配慮くださるようお願いいたします。

記

1. 令和7年度新潟県最低賃金の改定にあたっては、物価上昇分を考慮すること。
2. 最低賃金の引き上げにあたっては、賃上げ原資の確保が必要不可欠であることから、中小企業・小規模事業者が継続的に価格転嫁しやすい環境整備を図ること。

以上



長人材第34号
令和7年7月11日

新潟労働局 労働局長
福岡 洋志 様
新潟地方最低賃金審議会 会長
長谷川 雪子 様

長岡市長 磯田 達信

新潟県最低賃金引き上げについて(要請)

日頃から長岡市政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

また、貴職におかれましては、労働行政の円滑な運営と、労働者の生活向上のために御尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、現在の新潟県の最低賃金は全国平均との差を前年より3円縮めたものの依然として70円下回っています。また、長岡市の市内企業に対する調査では、過半数を超える企業が令和6年度中に賃金の引き上げを実施するとの結果が出た一方、厚生労働省が公表する実質賃金については、前年同月比での減少が長期化しております。その中において、日本労働組合総連合会新潟県連合会から下記の要請を受けましたので、新潟県の最低賃金検討の際は、御配慮くださるようお願いいたします。

記

- 1 令和7年度新潟県最低賃金の改定にあたっては、物価上昇分を考慮したうえで、最低生活の可能な賃金水準への上積みを図ること。
- 2 最低賃金の引き上げにあたっては、首都圏や全国平均との金額差を可能な限り是正・縮小した水準とすること。
- 3 最低賃金決定後は、改定金額の周知を徹底するとともに、最低賃金法違反摘発や再発防止などの監督体制を強化すること。また、最低賃金の引き上げにあたっては、賃上げ原資の確保が必要不可欠であることから、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を企業規模や地域を問わずすべての企業へさらに浸透させ、適正な取引ができる環境の整備をはかること。



担当：人材・働き方政策課 前田
電話：0258-39-2228

商 第750号-2

令和7年7月11日

新潟労働局長 様
新潟地方最低賃金審議会 会長 様

新発田市長 二階堂 身

新潟県最低賃金引上げに関する要請書

日頃から、新発田市政に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
貴職におかれましては、労働行政の円滑な運営と労働者の生活向上のために御尽力されていることにつきまして、心より敬意を表します。
さて、新潟県の最低賃金決定にあたり、下記に御配慮くださるようお願いいたします。

記

- 1 令和6年度の新潟県の人口は前年度から2万7472人減り、平成10年度以降減少を続けている。令和7年度新潟県最低賃金の改定にあたっては、人口流出防止のため、地域間格差の是正や、消費者物価上昇分を考慮し、最低生活が可能な賃金水準への上積みを図ること。
- 2 新潟県の最低賃金は現在985円だが、全国平均1,055円と比較し70円の差がある。新潟県内の労働力確保の観点からこれ以上格差が広がらないよう最低賃金を引き上げるとともに、地域別ではなく、全国一律最低賃金制に法改正すること。
- 3 最低賃金決定後は、改正金額の周知及び徹底並びに最低賃金法違反の摘発及び再発防止などの監督体制を強化するとともに、最低賃金改定に伴い増加する事業主負担が軽減されるよう中小企業、小規模事業者の生産性向上などのための支援を強化すること。
また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を企業規模や地域を問わずすべての企業へ浸透させ、適正な取引環境を整備すること。

